

植草学園大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

植草学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、植草学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学・学部の教育研究に関する目的と社会に対する使命は、「我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神」を基礎にして、学則第1条・学部規程第2条に具体的かつ明確に示されている。すなわち、「特に生活上学習上の障害や困難性に関する理解と対応能力」を持つ教諭・保育士の育成、「人間性の尊重を基本に」他分野の医療スタッフと共同し得る理学療法士の育成という教育目的が大学を特色づけている。ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーは、大学・学部の教育目的を踏まえ、それぞれに作成され適切に学内外に発信されている。中期計画は、目的・使命と三つのポリシーに沿って具体化されている。

「基準2. 学修と教授」について

開学当初、入学者が定員を下回っていたが、アドミッションポリシーの浸透と学生募集の工夫で現在は定員を確保している。教育課程はそれぞれの資格の要件を満たしつつ、実習に特色を持たせるものとなっている。学修に対する学生の自覚を促すとともに充実した個別指導を実施するための「学びのコンパス」は、インターネットで利用するためのシステムが整ったところである。授業アンケートを実施し教授方法の改善に努め、学生にもその結果を説明している。教員の任用と昇任については、規定を定め適正に運用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会のもとにある常務会が、法人の運営に当たるとともに将来構想や経営に関する専門部会を設置し、将来を見越した戦略的な経営判断を行っている。大学の運営については大学運営協議会・教授会・専門委員会などに学長のリーダーシップが発揮され、副学長が学長を補佐する体制を整えている。「学校法人植草学園 組織規程」に職位の職務内容が定められ、適切な職員配置によって業務執行の管理体制が整えられている。会計処理については学校法人会計基準に基づき諸規定を定め適正になされており、財務基盤は、大学の完成年度である平成23(2011)年度以降、毎年度の消費支出超過額が減少する傾向にあり安定経営に向かっている。

「基準4. 自己点検・評価」について

「植草学園大学 自己点検評価に関する規程」を定め、毎年、教育研究活動の改善を図るため自己点検・評価が行われている。点検・評価に当たっては、全学的にデータ収集と分析に工夫がなされ、「自己評価報告書」はホームページなどで学内外に公表されている。年度末には、自己点検・評価活動によって明らかとなった反省事項と次年度の課題をまと

めるという PDCA サイクルが形成されている。

総じて、建学の精神に基づく大学の教育目的と社会的使命を定め、法令を遵守し適正に教育が行われている。今後は、教育の質の一層の向上を目指し、地域社会の支持を得て長期的に経営基盤を安定させ、優れた人材の輩出を通して地域社会の発展に貢献することを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神」を基礎に、「広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究」するという教育研究に関する目的、「我が国の社会の発展及び文化の進展に寄与する有為な人材を養成する」という社会に対する使命が、学則第 1 条に具体的かつ明確に簡潔な文章で示されている。徳育を教育の根幹とする法人の建学の精神は、教職員はもとより学生にもよく浸透している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

発達教育学部は「特に生活上学習上の障害や困難性に関する理解と対応能力」を持つ教

論・保育士の育成を教育の特色とし、保健医療学部は「人間性の尊重を基本に」他分野の医療スタッフと共同して地域の医療に貢献し得る理学療法士の育成を教育の特色とし、それぞれの学部規程第2条に明示している。学則第1条と学部規程第2条に示す大学・学部の教育目的は、学校教育法第83条に照らして適切なものである。開学から間もないため使命・目的の見直しには至っていないが、「大学将来構想検討委員会」において社会の変化に対応すべく現状の評価が行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

役員はもとより教職員も、大学の使命・目的を理解し業務に当たっている。大学の使命・目的は、大学案内やホームページをはじめさまざまな機会を捉えて学内外に周知している。ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーは、大学・学部の教育目的を踏まえ、それぞれに作成され適切に学内外に発信されている。中期計画は、目的・使命と三つのポリシーに沿って具体化されている。

教育研究組織は、大学の使命・目的を実現するにふさわしく適切に整備されている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体及び学部学科ごとの入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、大学案内、入学試験要項、大学ホームページに明示され公表されている。特に、大学案内では、

具体的な人材育成の方向性が示され、大学の説明会やオープンキャンパスや入試説明会においても、学部学科の受入れ方針と育成したい人材の説明がなされている。入学者の選抜に当たっては、「植草学園大学 入学者選抜規程」に基づき、入学者選抜方法の種別に応じて調査書、学力試験、面接及び小論文などを総合判定して決定している。

平成 20(2008)年の開学以来、入学定員に沿った入学者数を確保するための努力が続けられ、徐々に入学希望者が増加し、平成 25(2013)年では定員充足が図られている。現在も入学試験の方法と入学後の学生の成績や学修態度を分析し、今後の入学試験の改革に取り組むなどの改善が進められ入学定員に沿った入学者確保への努力が続けられている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

全学の教育課程編成・実施の基本方針に基づいて、各学部学科の教育課程編成の方針が明確に定められている。教育課程は、科目区分として、大きく教養教育科目と専門教育科目の 2 群で構成されている。教養教育科目は、社会人に共通に求められる知識や思考を養い、専門分野の学修への基礎学力を養うことを目的としている。また、専門教育科目は、専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目とし、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として構成されている。教授方法の工夫・開発が常に進められ、個別指導を要する授業などでは少人数編制を行い密度の高い授業ができるようにし、科目の特性に合わせた演習や実験・実習授業を展開するなどさまざまな工夫がなされている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生の学修支援を行う教務委員会は、教員と職員による協働体制が生まれ、学生への学修及び授業の支援に関する方針・計画を検討し、実施する支援体制が整えられ的確に運営されている。TA の制度は存在しないが、保健医療学部において実験関係授業の補助として非常勤助手などを採用し、また、発達教育学部においては専任の助手を採用するなど、授業の充実を図るなどの工夫がなされている。更に、上級生による下級生支援体制を充実させるとともに、学生の主体的な学修と学修時間の増加を目指し、さまざまな学修形態に

対応できる設備が整えられている。具体的な学修支援として授業担当教員は、個々の学生の受講状況を担任教員に伝達することにより、担任教員は学生の受講や勉学に対する相談に応じ、適切な指導がなされている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定などの基準は、学部規程、履修要項に明確に定められ、適切に運用されている。学年ごとに履修できる単位数は、各学部で上限を設定するとともに、GPA(Grade Point Average)による基準を設けて、成績優秀者には上限を超えて履修可能とし、学修意欲を喚起するような工夫がなされている。

更に、平成 24(2012)年度よりカリキュラムを見直し、厳正な単位認定を行い、シラバスに予習、復習、展開の記述欄を設けて、学生の学修時間の確保に努めている。学生は、学修支援システムである「学びのコンパス」を利用して、履修登録状況や修得単位の確認ができるように工夫されている。また、入学時のオリエンテーション、進級ガイダンス、キャリアガイダンスなどを行い、教員・職員が一体となって就職に対する相談、助言にあたり、学生の支援体制が整備されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

事務局にはキャリア支援課がある一方で、教員の組織としてキャリア支援委員会があり、教職協働により就職の進路、国家試験の対策講義などが行われている。また、各学年にキャリア支援の講義が設置され体系化されたキャリア教育が行われている。

ボランティア活動を推奨しており「ボランティア活動ハンドブック」による意識向上を図り、ボランティア活動の単位化を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的達成のために、年度目標、授業目標などを明記したシラバスの作成などを行っている。学修時間調査が行われ、自学自修時間を把握し、また、学修状況を「学びのコンパス」において指導している。更に、各学期の中間期に授業改善のための実態調査などが行われている。

授業アンケートの結果は担当教員へフィードバックされ、授業ごとに評価結果及び記述事項について学生に説明を行っている。その結果は「授業報告書」に記載して全教員へ回覧している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービスとして、大学独自の多くの種類の奨学金を準備し、経済支援を適切に行っている。学友会は学園祭、サークル活動、卒業パーティ、卒業アルバム制作、ボランティア活動などを主導し、学生が自主的に運営を行っている。

健康相談、生活相談について、健康管理室が中心となって対応している。更に、学生の大学生活や心理的、精神的な面での支援は、クラス担任、外部カウンセラー、学部長や学科主任が本人及び保護者との面談を行うなどの工夫がなされている。

学生の意見については投書箱を設置し、意見及び要望を受付けている。また、満足度アンケートも行い、改善予定、改善の報告など公開している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員は設置基準などで求められている人数を満たしている。

教員の採用と昇任は、「植草学園大学 教員選考規程」に定められている通り、学部長か

ら学長への申出によって開始され、必要に応じて資格審査委員会の審査を経て、人事委員会の議に基づき理事長によって行われている。なお、教員採用は原則として公募で行われる。

FDについては研修会を開催し、教育研究のあり方、教育の質の向上などについて提言、協議を行っている。また、教養教育については教養教育専門委員会において協議し、組織的に改善を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的達成のための校地及び校舎は基準面積を満たしている。また、図書館、運動施設、情報サービス施設も有効に活用されている。

授業を受ける学生数については、授業科目の特性や授業形態に応じて可能な限り少人数のクラス編制を行っている。履修人数制限などで受講できない場合もあったが、現在では開講コマ数を増加させて、対応している。

耐震構造については耐震基準に基づいて設計・建設され、バリアフリーについては平成15(2003)年に対応が完了している。また「大地震対応基本指針」を定め、地震発生時の避難や安否確認の訓練などが行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人植草学園 寄附行為」第3条に法人の目的を定め、関係法令・諸規程などに基づいた適切な運営が行われている。また、法人の使命・目的を実現していくために運営上の基本方針を示すとともに、経営機能強化、法人組織の質の向上を目指している。各設置校は中期の目標を設定し継続的努力を行っている。

環境や人権への配慮について「学校法人植草学園 ハラスメント防止規程」「学校法人植草学園 個人情報保護規程」「学校法人植草学園 公益通報等規程」などを定め運用している。危機管理については規程、細則を定め多様な場面に対応できる体制を整えており、大地震に対しても学生、教職員、地域住民を含めた「大地震対応基本指針」を整備している。

情報公開についても教育情報、財務情報において適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為において最高意思決定機関として明確に位置付けられ、適正に開催されている。

法人運営組織として理事会のもとに常務会を設置し、理事長、副理事長、学長など主要なメンバーを構成員として運営組織の中心を担っている。常務会の協議事項は理事会における決議事項について迅速に意思決定ができるよう配慮されている。

また、常務会のもとに「学園将来構想等検討会議」「学園の経営問題に関する専門部会」などを設置し、将来を見据えた戦略的な意思決定ができる体制が整っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学運営協議会と両学部教授会において、大学の運営及び両学部の教育研究に関する重要事項を審議している。また、教授会のもとには各種委員会を設置し、教授会の審議を適切に行うため事前に委員会において事案の検討と整理を行っている。

学長は大学運営協議会、教授会、人事委員会、将来構想検討委員会などの教学部門の重要な会議体の議長を務めるほか、法人運営においても理事であり常務会の構成員を務めるなど、リーダーシップを発揮できる組織的体制が整っている。また、学長の業務執行を補

佐するため副学長が置かれている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会に提出する議題は常務会で事前に協議されている。常務会は理事長をはじめとして副理事長、学長（大学、短期大学）、校長（高校）、大学副学長及び学園事務局長で構成されており、教学部門と管理部門の意思疎通を保つ仕組みができています。また、各設置校とも学園連絡調整会議において連携がとれる体制が整っている。

監事は寄附行為に基づき選任し、監査規程に沿った監査を適切に行っている。また、理事会への出席だけでなく、定例の常務会に毎回陪席するなど、法人の業務執行状況の把握に努めている。

理事長は理事会、評議員会、常務会における意見を重視しつつ法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人植草学園 組織規程」を定め、職位についてその職務内容を定めている。業務執行について、事務局職員は大学の運営及び教育、研究などに関する重要事項を審議する大学運営協議会と教授会に陪席し、常に教学組織と連携がとれる体制が整っている。更に関連する各種委員会の構成員として委員会へ出席し、教学組織と協働し業務を執行している。

SD(Staff Development)については、職員を対象とした全体研修を実施し日常業務の改善に努めている。また、学外研修にも積極的に参加し、業務改善事項についての事例発表、討議を行い情報共有を行っている。更に、FD 研修会にも参加するなど、教員と職員が協

働できる体制が整備されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学の完成年度である平成 23(2011)年度以降、年度ごとに消費支出超過額が減少しつつあり、安定経営に向かっている。

平成 24(2012)年度決算において、法人全体の帰属収支差額は収入超過であり、帰属収入も中期予算を上回る結果となっている。

翌年度繰越消費支出超過額が赤字であるが、毎年度、中期予算の見直しを行い、現時点で平成 28(2016)年度までの「中期消費収支予算表」が策定されている。また、学生・生徒の確保に意識的に取組んでおり、かつ借入金もないことから中期的には通常の法人運営が可能な状態にある。引続き安定した財務基盤の確立に向けた努力に期待したい。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理について、学校法人会計基準に基づいた「学校法人植草学園 経理規程」「学校法人植草学園 経理規程施行細則」「学校法人植草学園 固定資産管理規程」などが定められ適正に行われている。予算外の支出に関しては稟議書で行う手順が定められている。

監査法人による監査も、監事の立会いのもと厳正に実施されている。また、報告内容も書面で網羅的になされ、ホームページへの公開も適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

毎年、教育活動の改善向上を図るため、「植草学園大学 自己点検評価に関する規程」に基づき自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価活動は、副学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、具体的には大学が定めた「中期目標・中期計画」を点検する方法で行われ、その活動には教職員の多くが参画している。

また、自己点検・評価結果は、毎年度冊子としてまとめられ教職員に配付されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスとなる学内データは、教員と各部署から提供されており、自己点検・評価の実務担当者がデータを十分に把握し分析を行っている。データ収集後はより透明性を高めるため逐次自己点検・評価委員会を開催し、収集状況を確認し現状把握に努めている。また、「自己評価報告書」は、教職員に配付された後、教授会、運営協議会、常務会、理事会などで報告され学内で共有されている。ホームページによる学外公表も毎年確実に行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動による改善方策は、年度末に反省事項と次年度への取組みまとめという形で PDCA サイクルが形成できるよう取組まれている。この活動は開学以来毎年行われ、定期的な自己点検・評価活動となっている。「改善・向上策」に記載された事項は、「中

期目標・中期計画」に結びつくように全学的な視点から運営協議会で検討され、実行されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 地域との連携・地域への貢献に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

【概評】

大学と地域の連携協定が締結され、地域と一体になって人材を養成する姿勢は、地域貢献の一助となり、地域にとって必要とされる大学として定着している。この地域との連携で取上げている、「植草学園大学相談支援センター」による活動、公開講座、学生ボランティア活動など、地域社会に貢献していることは、地域に根ざす大学として大いに期待できる。

地域社会との連携・地域への貢献の方針は、教育目的、ディプロマポリシーなどに「共に生きる社会の実現を目指し、時代や地域のニーズにこたえることができる専門職業人を養成する。」と明確に示してある。更に、地域住民から寄せられる子どもの教育、保育、特別支援に関する相談窓口として「植草学園大学相談支援センター」を設置し、地域住民へ開放している公開講座などでは、地域の住民が大学の提供する最新の知識や技能に触れる機会となり、開かれた大学として大いに評価できる。

また、在学生に対しては、地域へのボランティア活動を積極的に経験するように推奨し、単位として認定するなどの工夫がみられる。

このように、さまざまな地域連携を通じて、地域社会の福祉向上に貢献していることを具体的・継続的に地域に発信し、これらの活動をより活性化し、地域にとってなくてはならない大学として、地域に定着することに期待したい。

